

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
委 員 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条に規定する委員会について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、それぞれの分掌事項について研究調査し協議立案するほか、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

(委員会の名称及び分掌)

第3条 委員会の名称及び分掌事項は次のとおりとする。

(1) 広報委員会 広報紙の発行及び啓発に関する事項

(2) 地域福祉サービス委員会 地域福祉サービスに関する事項

(委員)

第4条 委員は、本会の理事、評議員のほか、社会福祉関係行政機関の職員又は地区社会福祉協議会長、福祉活動推進員、学識経験者の中から会長が委嘱する。

(組織)

第5条 委員会は、それぞれ委員若干名を持って構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が会長の承認を得てこれを招集し、議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会の決定事項は、委員長から会長に報告する。

第7条 会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、昭和61年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。